

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	予防接種に関する事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

弘前市は、予防接種事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

弘前市長

## 公表日

令和8年2月20日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

# I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の内容	<p>予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものに係る事務を実施する。</p> <p>(対象となる予防接種の種類)            ・A類疾病に該当する定期の予防接種(予防接種法第2条第2項)            ・B類疾病に該当する定期の予防接種(予防接種法第2条第3項)            具体的な事務内容は以下のとおり。            ①毎年、出生者に対し個別予防接種予診票を送付。ただし、一部予防接種については一定の年齢に達した際に追加で送付する。            ②医療機関から返送された予防接種済予診票の履歴を健康管理システムに入力し、データ管理を行う。            ③予防接種未接種者への通知により受診勧奨する。            ④本人(法定代理人)からの申請に基づき、転入者や予診票を紛失した者その他予診票の発行が必要と認められる者に対して、予防接種予診票の発行を行う。            ⑤本人(法定代理人)からの申請に基づき、弘前市外の自治体で定期予防接種をする場合、予防接種の実施依頼書を作成し、発行する。            ⑥本人(法定代理人)からの申請に基づき、健康管理システム内で管理している予防接種履歴及び母子健康手帳を参照し、海外渡航等の際に必要な英文の予防接種証明書を発行する。            ⑦予防接種を受けた者が、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該定期の予防接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定した場合、予防接種法等関連法令に基づき給付を行う。            ⑧予防接種法施行令第7条に基づき、予防接種を受けた者の数を年1回青森県知事に報告する。その他国又は県から指示された事項について、報告を行う。</p> <p>(情報連携)            番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する命令第2条に基づいて、弘前市は予防接種に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。</p>
③対象人数	<p>[ 10万人以上30万人未満 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;            1) 1,000人未満            2) 1,000人以上1万人未満            3) 1万人以上10万人未満            4) 10万人以上30万人未満</p>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	健康管理システム(予防接種)
②システムの機能	予防接種対象者の抽出 予防接種履歴情報等のデータ管理 予防接種台帳等の出力 国・県への各種報告データ出力
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム</p> <p>[ ○ ] 宛名システム等</p> <p>[ ] その他 ( )</p> <p>[ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ○ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 税務システム</p>

システム2～5	
システム2	
①システムの名称	中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名システム)
②システムの機能	<p>①団体内統合宛名番号管理機能 団体内統合宛名番号の付番を行う。団体内統合宛名番号と既存業務システムの宛名番号とを紐付けて管理する。</p> <p>②宛名情報管理機能 氏名・住所等の基本4情報を団体内統合宛名番号に紐付けて管理する。</p> <p>③中間サーバー連携機能 中間サーバーとオンラインデータ連携、オフラインデータ連携用の媒体作成を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                      [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ ] 税務システム</p> <p>[ <input type="radio"/> ] その他 ( 中間サーバー )</p>
システム3	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>①符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。</p> <p>②情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報受領(照会した情報の受領)を行う。</p> <p>③情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び特定個人情報の提供を行う。</p> <p>④市町村各システムとの接続機能 情報提供ネットワークシステムと中間サーバー間、及び中間サーバーと団体内統合宛名システム間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報、符号取得のための情報等について連携を行う。</p> <p>⑤情報提供等記録管理機能 特定個人情報の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</p> <p>⑥情報提供データベース管理機能 特定個人情報を副本として保持・管理する。</p> <p>⑦データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>⑧セキュリティ管理機能</p> <p>⑨職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。</p> <p>⑩システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                      [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input type="radio"/> ] 宛名システム等    [ ] 税務システム</p> <p>[ ] その他 ( )</p>



<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
予防接種業務システム	
<b>4. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	○番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表の14の項 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ○番号法第19条第6号(委託先への提供)
<b>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	【情報照会】番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する命令第2条25、27、28、29 【情報提供】番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する命令第2条25、26、28
<b>6. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長
<b>7. 他の評価実施機関</b>	
—	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
予防接種業務ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)	
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
③対象となる本人の範囲 ※	予防接種業務対象者(全年齢)	
その必要性	予防接種業務対象者とその実施履歴データ管理のため必要となるもの	
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上	
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>	
	その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>【識別情報】 ・対象となる個人を正確に抽出するため必要となるもの</li> <li>【連絡先情報】 ・通知業務に必要となるもの</li> <li>【業務関係情報】 ・疾病予防・健康増進の施策を実施するため必要となるもの</li> </ul>
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年10月28日	
⑥事務担当部署	健康増進課	

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 市民課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 他自治体 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )	
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 [ ] 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( )	
③使用目的 ※	適正な予防接種業務の遂行を図る	
④使用の主体	使用部署	健康こども部健康増進課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	・予防接種記録から予防接種対象者の適正な接種スケジュールを把握し、接種勧告を行う。 ・当市への転入者について、特定個人情報を使用して予防接種記録を照会する。	
	情報の突合	氏名・住所・生年月日・性別による突合
⑥使用開始日	平成28年10月28日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 2 ) 件	
<b>委託事項1</b>		
①委託内容	健康管理システム保守・運用	
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日本電気株式会社青森支店	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	文書による承諾願の提出
	⑥再委託事項	健康管理システムの保守
<b>委託事項2～5</b>		
<b>委託事項2</b>		
①委託内容	ワクチン接種記録システム(VRS)の管理	
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社ミラボ	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
<b>委託事項6～10</b>		
<b>委託事項11～15</b>		
<b>委託事項16～20</b>		





## 6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

＜健康管理システム(予防接種)等における措置＞

以下に示した条件を満たしているサーバ内にデータとして保管している。

- ①サーバ室の入口でチェックを行い、サーバの操作を許可された人だけが入場できる場所にサーバを設置している。
- ②不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行っている。
- ③不正アクセスに関しては、ファイアウォール等による侵入阻止及び侵入検知対策を講じている。

＜ワクチン接種記録管理システム(VRS)における追加措置＞

ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。

クラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。

- ・論理的に区分された本市の領域にデータを保管する。
- ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。
- ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。
- ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。
- ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。

＜ガバメントクラウドにおける措置＞

①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。

- ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。
- ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。

②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。

③特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。

④クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。

⑤既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。

## 7. 備考

**(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目**

〈予防接種業務ファイル〉

**【識別情報】**

宛名番号

**【連絡先等情報】**

氏名、氏名カナ、国籍、外国人氏名、外国人氏名カナ、通称名、性別、生年月日、郵便番号、現住所、方書、電話番号、前住所、前方書、送付用郵便番号、送付用住所、送付用方書、世帯主、続柄、小学区、中学区、住所コード、住所本番地、号、世帯番号、異動事由、異動年月日、住民日、住民届出日、住民異動事由、住民削除日、住民削除届出日、住民削除異動事由、住民区分、記載年月日、記載届出日、記載異動事由、転出郵便番号、転出住所名、転出先住所方書、異動届出年月日

**【業務関係情報】**

適用開始日、保険区分、国保被保険者番号、国保退職区分、国保資格区分、国保異動年月日、国保得喪年月日、国保資格、健康手帳更新日付、健診日付、再検診日付、郵便番号5桁、ワクチン名、Lot.No.、実施場所、接種年月日、医療機関、入力年月日

〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目〉

宛名番号、自治体コード、接種券番号、属性情報(氏名、生年月日、性別)、接種回(1回目～7回目)、接種日、ワクチンメーカー、ロット番号

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種業務ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク：目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	基本的に医療機関から返送送付された必要項目のみが記載された予診票に基づき情報を入手している。
リスクへの対策は十分か	[            十分である            ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
業務に対し、必要最小限の情報で処理を行う。	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	情報連携用の情報は自動抽出され、恣意的な紐付けはできない仕様になっている。
リスクへの対策は十分か	[            十分である            ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[    行っている    ]                      <選択肢> 1) 行っている                      2) 行っていない
具体的な管理方法	・情報提供NWS専用パソコンは、使用时以外は直接の担当者以外知り得ない場所に保管している。 ・ID、指紋認証及びパスワードにより権限のない者はシステム等にアクセスできない仕様になっている。 ・3か月ごと及び人事異動(退職含む)後随時、パスワードを変更することとしている。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[            十分である            ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている

## 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

情報セキュリティに関する研修を実施し、意識の醸成を図る。

(移行作業時に関する措置)

特定個人情報ファイルのデータ移行に伴うリスク対策については、通常運用時に準じた以下のような対策を行う。

- ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効する。当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステムの的に制御する。
- ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録する。
- ・移行作業をシステム間でのデータ転送により行う場合は、専用線による接続を行うことで外部からの読み取りを防止する。
- ・移行作業にあたって、作業員以外は対象ファイルにアクセスできないようにし、リスク範囲を限定する。
- ・移行以外の目的・用途でファイルを複製しないよう、作業員に対して周知徹底を行う。
- ・テストデータの生成にあたっては、特定個人情報(氏名、住所及び記号・番号等の個人を特定できる情報を含む。)をマスキング対象項目と定め仮名加工を施し、かつ、必要最小限のテストデータのみを生成する。
- ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施する。
- ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視する。
- ・利用しなくなった環境に関して、特定個人情報等が記録された機器を廃棄する場合は、専用のデータ削除ソフトウェアの利用により、データを復元できないよう電子的に完全に消去する。
- ・利用しなくなった環境や移行作業で使用した、特定個人情報等が記録された電子記録媒体等を廃棄する場合、物理的な破壊等によりデータを復元できないよう完全に消去する。





6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供NWS専用パソコンは、使用時以外は直接の担当者以外知り得ない場所に保管している。</li> <li>・ID、指紋認証、パスワードにより権限のないものはシステム等へアクセスできない仕様になっている。</li> <li>・システムへのアクセスID、日時が記録される仕様になっている。</li> </ul>		
リスクへの対策は十分か	[            十分である            ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民課で団体内統合宛名番号単位での「自動応答不可フラグ」が設定された情報は、自動応答されない仕様になっている。</li> <li>・一時入力で不正な提供をしようとしても直接の担当者以外は、下記によりできない。</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 情報提供ネットワークシステム(NWS)専用パソコンは、必要時以外はNWSに接続しておらず、また直接の担当者以外知り得ない場所に保管している。</li> <li>2 ID、指紋認証、パスワードにより権限のないものはOS、システムへアクセスできない仕様になっている。</li> <li>3 システムへのアクセスID、日時が記録される仕様になっている。</li> </ol>		
リスクへの対策は十分か	[            十分である            ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
-			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[            十分に行っている            ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[            発生なし            ]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
その内容	-		
再発防止策の内容	-		

<p>その他の措置の内容</p>	<p>&lt;弘前市における措置&gt; (移行作業時に関する措置) ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時、破棄方法を記録する。</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt; (物理的安全管理措置) ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p> <p>(技術的安全管理措置) ・国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ・地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている                      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p>&lt;弘前市における措置&gt; (移行作業時に関する措置) ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時、破棄方法を記録する。 ・データ消去を他者に委託する場合は、特定個人情報が記録された機器を廃棄する際は、消去証明書等により消去されたことを確認する。</p> <p>&lt;ワクチン接種記録システムにおける措置&gt; 【物理的対策】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。</p> <p>【技術的対策】 ワクチン接種管理システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当該市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt; ・データの廃棄時は、データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。</p>	

8. 監査	
実施の有無	[ <input type="checkbox"/> ] 自己点検                      [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査                      [    ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[    十分に行っている    ]                      <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	毎年、特定個人情報の取扱者及びその監督者に対し、個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修受講を義務付けている。
10. その他のリスク対策	
<p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。</li> <li>・ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。</li> <li>・ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。</li> </ul> <p>具体的な取扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p>	

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	弘前市役所 企画部 法務文書課 法務文書係 〒036-8551 弘前市大字上白銀町1番地1 TEL 0172-40-0205 FAX 0172-35-7956
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示、訂正、利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	弘前市役所 健康こども部 健康増進課 総務係 〒036-8711 弘前市大字野田二丁目7番地1 TEL 0172-37-3750 FAX 0172-37-7749
②対応方法	問合せ時、内容について記録を残しておく。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年12月1日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月17日	I-6①部署	健康増進課	健康増進課、新型コロナウイルスワクチン接種対策室	事後	
令和5年2月17日	I-6②所属長	健康増進課長	健康増進課長、新型コロナウイルスワクチン接種対策室長	事後	
令和5年2月17日	IV-2①連絡先	弘前市役所 健康こども部 健康増進課 総務係 〒036-8711 弘前市大字野田二丁目7番地1 TEL 0172-37-3750 FAX 0172-37-7749	弘前市役所 健康こども部 健康増進課 総務係 〒036-8711 弘前市大字野田二丁目7番地1 TEL 0172-37-3750 FAX 0172-37-7749	事後	
令和5年2月17日	V-1①実施日	令和3年11月1日	令和4年11月1日	事後	
令和6年3月11日	V-1①実施日	令和4年11月1日	令和5年11月1日	事後	
令和6年9月11日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉  (省略)	〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉  (省略)  (移行作業時に関する措置) 特定個人情報ファイルのデータ移行に伴うリスク対策については、通常運用時に準じた以下のような対策を行う。 ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効する。当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制御する。 ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録する。 ・移行作業をシステム間でのデータ転送により行う場合は、専用線による接続を行うことで外部からの読み取りを防止する。 ・移行作業にあたって、作業員以外を対象ファイルにアクセスできないようにし、リスク範囲を限定する。 ・移行以外の目的・用途でファイルを複製しないよう、作業員に対して周知徹底を行う。 ・テストデータの生成にあたっては、特定個人情報(氏名、住所及び記号・番号等の個人を特定できる情報を含む。)をマスキング対象項目と定め仮名加工を施し、かつ、必要最小限のテストデータのみを生成する。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施する。 ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視する。 ・利用しなくなった環境に関して、特定個人情報等が記録された機器を廃棄する場合は、専用のデータ削除ソフトウェアの利用により、データを復元できないよう電子的に完全に消去する。 ・利用しなくなった環境や移行作業で使用した、特定個人情報等が記録された電子記録媒体等を廃棄する場合、物理的な破壊等によりデータを復元できないよう完全に消去する。	事後	
令和6年9月11日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去その他の措置の内容		〈弘前市における措置〉 (移行作業時に関する措置) ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録する。	事後	
令和6年9月11日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	〈ワクチン接種記録システムにおける措置〉 【物理的対策】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	〈弘前市における措置〉 (移行作業時に関する措置) ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録する。 ・データ消去を他者に委託する場合は、特定個人情報記録された機器を廃棄する際は、消去証明書等により消去されたことを確認する。  〈ワクチン接種記録システムにおける措置〉 【物理的対策】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	事後	
令和6年11月1日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	・新型コロナウイルス感染症に係る予防接種(予防接種法附則第7条) 具体的な事務内容は以下のとおり。 ①ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ②①予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ③②予防接種の実施後に接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルスワクチン予防接種済証明書の交付を行う。  番号法の別表第二に基づいて、弘前市は予防接種に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。	・新型コロナウイルス感染症に係る予防接種 具体的な事務内容は以下のとおり。 ①予防接種の実施後に接種記録等を管理する。 ②予防接種の実施後に接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルスワクチン予防接種済証明書の交付を行う。  番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する命令第2条に基づいて、弘前市は予防接種に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。	事後	

令和6年11月1日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	○番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の10の項 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの ○番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ○番号法第19条第6号(委託先への提供)	○番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表の14の項 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの ○番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	
令和6年11月1日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	○番号法第19条第8項及び別表第二 【情報照会】16の2項、17項、18項、19項の項 【情報提供】16の2項	【情報照会】番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する命令第2条25、27、28、29の項 【情報提供】番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する命令第2条25、26、28	事後	
令和6年11月1日	I 基本情報 6. 評価実施期間の担当部署	①部署 健康増進課、新型コロナウイルスワクチン接種対策室 ②所属長の役職名 健康増進課長、新型コロナウイルスワクチン接種対策室長	①部署 健康増進課 ②所属長の役職名 健康増進課長	事後	
令和6年11月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報	⑥事務担当部署 健康増進課、新型コロナウイルスワクチン接種対策室	⑥事務担当部署 健康増進課	事後	
令和6年11月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用	【 】評価実施機関内の他部署( )	【○】評価実施機関内の他部署( 市民課 )	事後	
令和6年11月1日	II 特定個人情報ファイルの概要	【○】その他(ワクチン接種記録システム(VRS))	【 】その他( )	事後	
令和6年11月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	・実施履歴から予防接種対象者の適正な接種スケジュールを把握し、接種勧告を行う。 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務〉 ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。	予防接種記録から予防接種対象者の適正な接種スケジュールを把握し、接種勧告を行う。 ・当市への転入者について、特定個人情報を使用して予防接種記録を照会する。	事後	
令和6年11月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法 情報の突合	氏名・住所・生年月日・性別による突合 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務〉 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。	氏名・住所・生年月日・性別による突合 (一部削除)	事後	
令和6年11月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託事項1 健康管理システム改修業務 ①委託内容 特定個人情報データ標準レイアウトの改版に伴いシステムの改修を委託する。	委託事項1 健康管理システム保守・運用 ①委託内容 健康管理システムの保守・運用	事後	
令和6年11月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1(再委託)	⑥再委託事項 要件定義、設計改修、モジュール適用、動作確認等。	⑥再委託事項 健康管理システムの保守	事後	
令和6年11月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び番号法別表第二の16の2の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2)	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する命令第2条25、28	事後	
令和6年11月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び番号法別表第二の16の3の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2の2)	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する命令第2条26	事後	
令和6年11月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 別添1	〈予防接種業務ファイル〉 (省略) 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目〉 個人番号、宛名番号、自治体コード、接種券番号、属性情報(氏名、生年月日、性別)、接種状況(実施/未実施)、接種回(1回目/2回目)、接種日、ワクチンメーカー、ロット番号	〈予防接種業務ファイル〉 (省略) 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目〉 個人番号、宛名番号、自治体コード、接種券番号、属性情報(氏名、生年月日、性別)、接種回(1回目～7回目)、接種日、ワクチンメーカー、ロット番号	事後	

<p>令和6年11月1日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスクに対する措置の内容</p>	<p>〈予防接種業務に関する事務〉 基本的に医療機関から返送送付された必要項目のみが記載された予診票に基づき情報を入手している。</p> <p>〈新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務における追加措置〉 ①転入者本人からの個人番号の入手 当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、個人番号を入手する際は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ②転出先市区町村からの個人番号の入手 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するため、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システムを通じて入手する。</p>	<p>基本的に医療機関から返送送付された必要項目のみが記載された予診票に基づき情報を入手している。</p>		
<p>令和6年11月1日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p>〈ワクチン接種記録システムにおける追加措置〉 ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザーIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。 ・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回路を使用する。</p>	<p>業務に対し、必要最小限の情報で処理を行う。</p>	<p>事後</p>	
<p>令和6年11月1日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク リスクに対する措置の内容</p>	<p>〈健康管理システム(予防接種)等における措置〉 副本登録用の情報は自動抽出され、恣意的な紐付けはできない仕様になっている。</p> <p>〈ワクチン接種記録システムにおける追加措置〉 接種会場では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システムに接続できるが、個人番号にはアクセスできないように制御している。</p>	<p>情報連携用の情報は自動抽出され、恣意的な紐付けはできない仕様になっている。</p> <p>(一部削除)</p>	<p>事後</p>	
<p>令和6年11月1日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等) ユーザー認証の管理 具体的な管理方法</p>	<p>〈健康管理システム(予防接種)等における措置〉 ・情報提供NWS専用パソコンは、使用時以外は直接の担当者以外知り得ない場所に保管している。 ・ID、指紋認証及びパスワードにより権限のない者はシステム等にアクセスできない仕様になっている。 ・3か月ごと及び人事異動(退職含む)後随時、パスワードを変更することとしている。</p> <p>〈ワクチン接種記録システムにおける追加措置〉 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システムにおける特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるよう制御している。 ・LG-WAN端末は限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システムにおけるログインの認証は、ユーザーID/パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システムへのログイン用のユーザーIDは、国に対してユーザー登録を事前申請した者に限定して発行される。</p>	<p>・情報提供NWS専用パソコンは、使用時以外は直接の担当者以外知り得ない場所に保管している。 ・ID、指紋認証及びパスワードにより権限のない者はシステム等にアクセスできない仕様になっている。 ・3か月ごと及び人事異動(退職含む)後随時、パスワードを変更することとしている。</p> <p>(一部削除)</p>	<p>事後</p>	
<p>令和6年11月1日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等) ユーザー認証の管理 その他の措置の内容</p>	<p>〈ワクチン接種記録システムにおける追加措置〉 システム上の操作ログを取得しており、操作ログを確認できる。</p>	<p>(全部削除)</p>	<p>事後</p>	

<p>令和6年11月1日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p>〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉 ①住民基本台帳システムや健康管理システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システムへ登録する際には、以下のようになっている。 ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。 ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。 ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。 ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。 ②特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の2つの場面に限定している。 ・当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手し、使用する。 ・当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ③ワクチン接種記録システムからCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。</p>	<p>情報セキュリティに関する研修を実施し、意識の醸成を図る。</p>	<p>事後</p>	
<p>令和6年11月1日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 4. 個人情報ファイルの取扱いの委託 その他の措置の内容</p>	<p>〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉 当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係で規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種管理システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保</p>	<p>〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉 当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係で規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種管理システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定については委託契約書中の確認事項に規定されている。  (一部削除)</p>	<p>事後</p>	
<p>令和6年11月1日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 4. 個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p>〈ワクチン接種記録システムにおける追加措置〉 ・転出元市区町村への個人番号の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、 ①本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システムを用いて提供する。 ②個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号とともに送信したとしても、電文を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されない仕組みとなっている。 ・特定個人情報の提供は、限定された端末(LG-WAN端末)だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場面を、必要最小限に限定している。具体的には、当市への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、転出元市区町村へ個人番号と共に転出元の市区町村コードを提供する場面に限定している。</p>	<p>(全部削除)</p>	<p>事後</p>	
<p>令和6年11月1日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 5. 特定個人情報の提供移転</p>	<p>[ ]提供・移転しない</p>	<p>[○]提供・移転しない</p>	<p>事後</p>	

令和6年11月1日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	<p>〈ワクチン接種記録システムにおける措置〉 【物理的対策】</p> <p>(省略)</p> <p>【技術的対策】 ワクチン接種管理システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。</p> <p>主に以下の技術的対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・論理的に区分された当該市区町村の領域にデータを保管する。</li> <li>・当該領域のデータは、暗号化処理をする。</li> <li>・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。</li> <li>・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。</li> <li>・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。</li> <li>・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</li> </ul>	<p>〈ワクチン接種記録システムにおける措置〉 【物理的対策】</p> <p>(省略)</p> <p>【技術的対策】 ワクチン接種管理システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。</p> <p>主に以下の技術的対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・論理的に区分された当該市区町村の領域にデータを保管する。</li> <li>・当該領域のデータは、暗号化処理をする。</li> <li>・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。</li> <li>・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。</li> <li>・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。</li> </ul> <p>(一部削除)</p>	事後	
令和6年11月1日	Ⅲ リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	<p>〈予防接種業務に関する事務における措置〉 毎年、特定個人情報の取扱者及びその監督者に対し、個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修受講を義務付けている。</p> <p>〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。</p>	<p>毎年、特定個人情報の取扱者及びその監督者に対し、個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修受講を義務付けている。</p> <p>(一部削除)</p>	事後	
令和6年11月1日	Ⅲ リスク対策 10. その他のリスク対策	<p>〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一障害や情報漏洩が生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。</p>	<p>(全部削除)</p>	事後	
令和6年11月1日	Ⅳ-2①連絡先	<p>弘前市役所 健康こども部 健康増進課 総務係 〒036-8711 弘前市大字野田二丁目7番地1 TEL 0172-37-3750 FAX 0172-37-7749</p> <p>弘前市役所 健康こども部 新型コロナウイルスワクチン接種対策室 〒036-8551 弘前市大字上白銀町1番地1 TEL 0172-38-3190 FAX 0172-33-9699</p>	<p>弘前市役所 健康こども部 健康増進課 総務係 〒036-8711 弘前市大字野田二丁目7番地1 TEL 0172-37-3750 FAX 0172-37-7749</p> <p>(一部削除)</p>	事後	
令和6年11月1日	V-1①実施日	令和5年11月1日	令和6年11月1日	事後	

令和8年2月20日	I-1 ②事務の内容	<p>予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるものに係る事務を実施する。</p> <p>(対象となる予防接種の種類)</p> <p>(省略)</p> <p>⑥他自治体の長から、定期予防接種の実施依頼を受けた者へ予防接種を実施した際、依頼元の自治体の長へ報告書を送付する(予診票の写しも添付)。</p> <p>⑦本人(法定代理人)からの申請に基づき、健康管理システム内で管理している予防接種履歴及び母子健康手帳を参照し、海外渡航等の際に必要となる英文の予防接種証明書を発行する。</p> <p>⑧予防接種を受けた者が、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該定期の予防接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定した場合、予防接種法等関連法令に基づき給付を行う。</p> <p>⑨予防接種法施行令第7条に基づき、予防接種を受けた者の数を年1回青森県知事に報告する。その他国又は県から指示された事項について、報告を行う。</p> <p>・新型コロナウイルス感染症に係る予防接種 具体的な事務内容は以下のとおり。</p> <p>①予防接種の実施後に接種記録等を管理する。</p> <p>②予防接種の実施後に接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルスワクチン予防接種済証明書の交付を行う。</p> <p>(情報連携)</p> <p>(省略)</p>	<p>予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるものに係る事務を実施する。</p> <p>(対象となる予防接種の種類)</p> <p>(省略)</p> <p>(一部削除)</p> <p>⑥本人(法定代理人)からの申請に基づき、健康管理システム内で管理している予防接種履歴及び母子健康手帳を参照し、海外渡航等の際に必要となる英文の予防接種証明書を発行する。</p> <p>⑦予防接種を受けた者が、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該定期の予防接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定した場合、予防接種法等関連法令に基づき給付を行う。</p> <p>⑧予防接種法施行令第7条に基づき、予防接種を受けた者の数を年1回青森県知事に報告する。その他国又は県から指示された事項について、報告を行う。</p> <p>(一部削除)</p> <p>(情報連携)</p> <p>(省略)</p>	事後	
令和8年2月20日	II-6 保管場所	<p>〈健康管理システム(予防接種)等における措置〉</p> <p>(省略)</p> <p>〈ワクチン接種記録管理システム(VRS)における追加措置〉</p> <p>(省略)</p>	<p>〈健康管理システム(予防接種)等における措置〉</p> <p>(省略)</p> <p>〈ワクチン接種記録管理システム(VRS)における追加措置〉</p> <p>(省略)</p> <p>〈ガバメントクラウドにおける措置〉</p> <p>①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。</p> <p>-ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。</p> <p>・日本国内でのデータ保管を条件としていること。</p> <p>②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p> <p>③特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。</p> <p>④クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。</p> <p>⑤既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破壊等を実施する。</p>	事後	
令和8年2月20日	III-7 その他の措置の内容	<p>〈健康管理システム(予防接種)等における措置〉</p> <p>(省略)</p> <p>〈ワクチン接種記録管理システム(VRS)における追加措置〉</p> <p>(省略)</p>	<p>〈健康管理システム(予防接種)等における措置〉</p> <p>(省略)</p> <p>〈ワクチン接種記録管理システム(VRS)における追加措置〉</p> <p>(省略)</p> <p>〈ガバメントクラウドにおける措置〉</p> <p>①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。</p> <p>-ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。</p> <p>・日本国内でのデータ保管を条件としていること。</p> <p>②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p> <p>③特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。</p> <p>④クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。</p> <p>⑤既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破壊等を実施する。</p>	事後	

令和8年2月20日	Ⅲ-7特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<p>&lt;弘前市における措置&gt;</p> <p>(省略)</p> <p>&lt;ワクチン接種記録システムにおける措置&gt;</p> <p>(省略)</p>	<p>&lt;弘前市における措置&gt;</p> <p>(省略)</p> <p>&lt;ワクチン接種記録システムにおける措置&gt;</p> <p>(省略)</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <p>・データの廃棄時は、データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。</p>	事後	
令和8年2月20日	Ⅲ-10その他のリスク対策		<p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <p>・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。</p> <p>・ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。</p> <p>・ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。</p> <p>具体的な取扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p>	事後	
令和8年2月20日	V-1①実施日	令和6年11月1日	令和7年12月1日	事後	